

白庭台4月号

2018年白庭台駅前交番広報紙



白庭台駅前交番 TEL 78-3079
生駒警察署 TEL 74-0110

春の全国交通安全運動

～守ろう！交通ルール。広げよう思いやりの輪。～

【期間】平成30年4月6日（金）～4月15日（日）

運動の重点

- ① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶



行楽シーズンにおける山岳遭難防止！

安全な登山のための「命を守る3要件+1」

- ① 無理のない計画と引き返す勇氣
- ② 十分な装備と食糧の準
- ③ 通信手段の確保

+

◎ 登山届の提出（郵送、FAX、インターネットで行えます。）



登山届の郵送先

〒630-8578 奈良市登大路町80番地奈良県警察本部生活安全部地域課
（封書表面に「登山届在中」と記載して下さい。）

FAX送信先

平日（午前8:30～午後5:30）0742-22-1046
平日の上記時間外または土日祝 0742-81-0184

メールの送信先

seian-taikika@police.pref.narajp
（登山届の様式にあつては県警ホームページ
<http://www.police.pref.narajp/sp/000000011.html>からダウンロード出来ます）

～自転車の走行マナーについて～

近年、自転車が歩行者と接触してしまうという交通事故が発生しています。自転車は道路交通法では「軽車両」に分類されており**車道**を通行しなければならないと定められています。しかし一方で、速い速度で走行している車の横を自転車で走行するのは怖いという意見もあります。そこで今回は一定の条件に該当すれば自転車であっても歩道を走行することができる場合について紹介します。

一定の条件とは??

- ① 道路標識等で指定された場合
- ② 運転手が児童（6歳以上13歳未満）・幼児（6歳未満）の場合
- ③ 運転手が70歳以上の高齢者の場合
- ④ 運転手が一定程度の身体の障害を有する場合
- ⑤ 車道又は交通の状況からみて、やむを得ない場合

○路上駐車車両が多く、かつ右側に避けるのが困難な場合

○自動車の交通量が著しく多く、かつ車道が狭い場合

以上のことを守り、自転車と歩行者の交通事故をなくしましょう！